

雇児発 0818 第 1 号  
平成 28 年 8 月 18 日

各 

都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市長

 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
( 公 印 省 略 )

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する  
政令等の公布について（通知）

「児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（平成 28 年政令第 284 号。以下「改正政令」という。）及び「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 28 年厚生労働省令第 141 号。以下「改正省令」という。）が平成 28 年 8 月 18 日に公布され、平成 28 年 10 月 1 日から施行することとしている。

今般の改正の内容は下記のとおりであり、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底をお願いする。

なお、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）の趣旨及び内容等については、改正法の公布に際し、「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」（平成 28 年 6 月 3 日付け雇用均等・児童家庭局長通知）において既に通知しているところであるが、改正法の内容等を踏まえた「児童相談所運営指針」（平成 2 年 3 月 5 日付け児童家庭局長通知）等の改正については、別途通知する予定である。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

改正法の一部の施行に伴い、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）等及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）等について所要の改正を行うもの。

## 第2 改正の概要

### 1 児童福祉司の配置について

- (1) 児童福祉司の配置標準に係る基準（改正政令による改正後の児童福祉法施行令（以下「新政令」という。）第3条第1項並びに改正省令による改正後の児童福祉法施行規則第5条の2の2）

改正法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下単に「法」という。）第13条第2項に規定する児童福祉司の配置標準に係る基準は、各児童相談所につき各年度において、児童福祉司の数が、アに掲げる数とイに掲げる数とを合計した数以上の数であって、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮したものであることとすること。

ア 当該児童相談所の管轄区域における人口（公表された最近の国勢調査の結果によるものとする。イ①において同じ。）を4万で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）

イ ①に掲げる件数から②に掲げる件数を控除して得た件数（その件数が零を下回るときは、零とする。）を40で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。）

① 当該年度の前々年度において当該児童相談所が児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。②において同じ。）に係る相談に応じた件数

② 当該年度の前々年度において全国の児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の全国の人口一人当たりの件数として厚生労働省令で定める人口一人当たりの件数に当該児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得た件数

ウ 当該年度の前々年度において全国の児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の全国の人口一人当たりの件数として厚生労働省令で定める件数は、0.001とすること。

必要な配置数＝当該児童相談所の管轄区域人口／4万＋（当該児童相談所の虐待相談対応件数－0.001×当該児童相談所の管轄区域人口）÷40（※）

（※）上記の算定式による配置数以上であって、かつ、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮したものであることとする。

- (2) 指導及び教育を行う児童福祉司（以下「スーパーバイザー」という。）の配置に係る参酌基準（新政令第3条第2項）

法第13条第6項に規定するスーパーバイザーの配置に係る参酌基準は、各児童相談所につき、スーパーバイザーの数が、児童福祉司の数を6で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。）であることとすること。

(3) 経過措置（改正政令附則第2項）

(1) アについて、当該児童相談所の管轄区域における人口を除く数は、平成28年度（平成28年10月1日から平成29年3月31日までの期間に限る。）においては、「4万」とあるのは、「6万」とし、平成29年度及び平成30年度においては、「4万」とあるのは、「5万」とすること。

2 施設入所の措置解除時等の助言事務の委託先について（改正省令による改正後の児童虐待の防止等に関する法律施行規則第6条第2項）

改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律第13条第3項に規定する、施設入所の措置解除時等における児童の保護者に対する親子の再統合の促進等に必要となる助言の実施について、当該助言事務の委託を受けることができる者は、次のとおりとすること。

- ・ 委託事務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する人員を十分に有すること
- ・ 職員等による秘密漏示が生じないように必要な措置を講じていること